

申出書の提出の際のチェックにご利用ください。
【提出は不要です。】

【チェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ（申出者の本人確認書類）
：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記入がない面））、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）
※ 原則として、発行から3か月以内の戸籍謄本を添付してください
※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記入された戸籍謄本を添付してください
※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
※ 現在生活保護等受給中の場合は、戸籍謄本に代えて生活保護等受給証明書によることも可
※ 追加給付の対象者全員が窓口に来所し、本人確認が取れた場合は提出は不要です
- ☐ 外国籍の方の場合は、全世帯員の住民票の写し
※ 原則として、発行から3か月以内の住民票を添付してください
※ 現在生活保護受給中の場合は、住民票に代えて生活保護受給証明書によることも可
※ 追加給付の対象者全員が窓口に来所し、本人確認が取れた場合は提出は不要です
- ☐ 申出者本人の「4 振込先口座」記入の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し（※金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号を確認できる部分の写し）

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状【様式2】、身分確認書類、本人との関係を証する書類（※法定代理人による申出の場合は、委任状の添付は不要です。）

② 記入事項

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

- ☐ 申出者が生活保護等受給当時の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか
- ☐ 高知市で生活保護等を受給されていた期間の世帯員が記入されているか
（当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります）
- ☐ 振込先口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、不明な場合を除いて、該当する方の氏名や該当期間が記入されているか
- ☐ 申出者の電話番号が記入されているか